

第23期第5回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成29年11月6日(月曜日) 13:30~14:43

(2) 会議の場所 市庁舎 5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第14番	西原實
		第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 2人

農業委員	第3番	藤田幸正
農業委員	第18番	松本勝美

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	横川俊彦
事務局次長	原道樹	農政係長	山之内奈緒美
農地係長	田中賢禪	主事	池田有里
臨時職員	中山麻美		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
農地パトロールの結果について
農地基本台帳調査について



13時30分開会

○原次長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。
農業委員17人・推進委員15人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

なお、本日は会長が公務により欠席ですので、議長を会長代理にお願いしております。それでは、会長代理よろしく申し上げます。

曾我部会長代理

皆さん、こんにちは。

祭り前からの長雨で、10日間ずっと雨が続いておりました。ヒノヒカリを刈り遅れた方から、非常に状態が悪くなったと聞いております。今年はカメムシの発生も多く、水稻や果樹にも影響が出ております。私の所では、後のニコマルの方は、防除をやっていたら、やられておりませんでした。やはり、作物というのは、きっちりした防除や、土作りが大事だなと切に感じました。

それでは、ただいまから平成29年 第5回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号及び議案第2号となっております。

農政関係は、「新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針等」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長代理において、藤田幸隆委員と近藤美喜男委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は意見事項となっております。加

えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第1号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

2ページをお開きください。

12番、大生院、字本村、畑1筆、申請人は、(1-1)さん。

内容は、自己住宅103.26平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、12番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

曾我部会長代理 以上、12番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

曾我部会長代理 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

曾我部会長代理 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局からの説明をお願いします。

○田中係長

議案第2号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、15件です。

4ページをお開きください。

150番、新須賀町一丁目、畑1筆、譲受人は、(2-1)さん。

内容は、自己住宅55.06平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

151番、船木 字東国領、畑1筆、譲受人は、(2-2)さん外1名。

内容は、自己住宅113.44平方メートル、農地区分は、昭和40

年から41年にかけて土地改良事業である圃場事業が実施されたため第1種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

なお、農地区分が第1種農地でありますので、補足説明をいたします。

申請地については、土地改良事業が実施された農地であって、第2・3種農地に該当しないため農地区分の位置づけは第1種農地になります。

この第1種農地は、原則転用ができないのでありますが、一部例外で許可が認められております。

今回の事案につきましては、申請地周辺にすでに集落が形成されており、その集落に接続して自己住宅を建築しようとするものであり、これが農地法の運用基準であります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落し接続して設置されるもの」に該当します。

また、代替性の要件についても、土地の選定理由などにより第1種農地である本申請地の転用することについて正当な理由が存在することから今回の転用申請についてはやむを得ないと判断しております。

152番、中村松木二丁目、畑1筆、譲受人は、(2-3)さん。

内容は、貸し露天資材置場・貸し駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

5ページをご覧ください。

153番、北内町二丁目、田1筆、譲受人は、(2-4)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

154番、角野 字新田、畑1筆、譲受人は、(2-5)さん。

内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 231.58平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

155番、角野 字新田、畑1筆、譲受人は、(2-6)さん。

内容は、貸し住宅(1戸) 34.78平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

6ページをお開きください。

156番、桜木町、畑1筆、譲受人は、(2-7)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

157番、高田一丁目、畑2筆、譲受人は、(2-8)さん。

内容は、農地への進入路、一体利用地として、田 1, 137. 00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

158番、横水町、畑1筆、譲受人は、(2-9)さん。

内容は、自己住宅 107. 65平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

7ページをご覧ください。

159番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(2-10)さん。

内容は、自己住宅 70. 58平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

160番、阿島一丁目、畑1筆、譲受人は、(2-11)さん。

内容は、自己住宅 105. 66平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

161番、中村三丁目、畑1筆、譲受人は、(2-12)さん外1名。

内容は、自己住宅 72. 86平方メートル、一体利用地として、宅地 43. 98平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

8ページをお開きください。

162番、沢津町三丁目、畑1筆、譲受人は、(2-13)さん。

内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 1, 449. 02平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

163番、新須賀町二丁目、畑1筆、譲受人は、(2-14)さん。

内容は、自己住宅 52. 17平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

164番、新須賀町二丁目、畑1筆、譲受人は、(2-15)さん。

内容は、自己住宅 59. 62平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、150番から164番の事案の一般基準につきまして

も、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

曾我部会長代理 ありがとうございます。以上、150番から164番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。矢野委員、どうぞ。

矢野委員 153番について質問です。1,213平方メートルで開発なしとありますが、間違いはないでしょうか。

○田中係長 太陽光発電施設につきましては、建築物がなく、構築物ですので、1,000平方メートルを超えても、特に開発行為は必要ありません。

矢野委員 例えばこれが、2,000平方メートルや3,000平方メートルでも必要ないのですか。

○田中係長 太陽光発電施設であれば必要ありません。倉庫や事務所等の建物を建築される場合は1,000平方メートルを超えると開発行為が必要です。

矢野委員 わかりました。

曾我部会長代理 他にございませんか。

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

曾我部会長代理 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

曾我部会長代理 9ページをご覧ください。

参考事項1は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

ここで事務局職員が交代いたしますので、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

曾我部会長代理 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、農地パトロールの結果について、農地基本台帳調査についての3つを議題といたします。先月の総会において、農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、委員の意見を聞き事務局の方で再度作成しました。また、農地パトロールでは、8月から9月にかけて委員の皆様には猛暑の中、調査に御尽力いただきありがとうございます。まず、指針について事務局から説明をいただきます。

○横川次長

前回の総会で新居浜市の指針のたたき台についてご意見を頂きました。今回、ご意見のありました自作する等の回答後も長期間遊休農地のままになっている土地及び非農地判定について、資料2ページの中央部③の様に追加しました。

前回の総会でもご説明いたしましたが、農地利用の最適化指針につきましては、今後の新居浜市農業委員会の活動目標的に定めるものであり、法的にも拘束されるものではありません。

ご意見・ご質問等がありましたらお伺いし、出来れば今回の総会で決定頂ければと考えております。

以上です。

曾我部会長代理

ただいま、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありますでしょうか。合田委員、どうぞ。

合田委員

一つ、ご検討頂きたいのですが、新規参入者取得面積が0, 3haとあります。この下段面積については、行政の方で変更できると聞いております。0, 3haとなると、農機具もそろえなければならないということになり、初期投資が大きいので、なかなかハードルが高いと思います。0, 1haならば、小さい農機具でスタートできるので、初期投資が少なくすみませので、はじめて農業をしようとする人もやりやすいと思います。それと、市民農園のことです。これは農業委員会ではなく、農林水産課の管轄ですが、化成肥料の使用禁止や、販売の禁止等市民農園のハードルも高いと思います。そういったハードルを少しでも下げれば、農業に興味を持つ人が増え、農地の有効活用につながるのではないかと考えます。以上です。

曾我部会長代理

合田委員からご意見が出ましたが、これに対して何かございませんでしょうか。矢野委員、どうぞ。

矢野委員

先程、合田委員がおっしゃられたこと、私も基本的には同じ

意見なのですが、ちょっと別の観点からの意見も言わせていただきたい。0, 3 h aは大きいと思う人もいますし、少ないと思う人もいると思いますが、農機具については、新規就農するのに、農機具をもっていないのは甘いと思います。新規就農するというのは、農業である程度生計を立てていくというのが原則ではないでしょうか。私の地区でも、新規就農したいという人の相談にのっていますが、彼は農業の経験はありますが、雇われて農業をしていたということで、農地は借りることができていますが、農機具は持っていません。農地を借りる先の人から農機具を借りてやっていって、目途がついてから自分で買おうと思っているそうです。先日、私にトラクターを貸してくれということで、もちろん貸しましたが、やはり甘いと思います。農機具をもっていない人が、新規就農するのであれば、共同機械やリースもあると思いますので、アドバイスをしていくのもいいのではないかと思います。以上です。

曾我部会長代理 ありがとうございます。他にございませぬか。ないようでしたら、私の方からさせていただきます。新居浜市は、0, 3 h aですが、その他はほとんど0, 5 h aです。先ほど、矢野委員の意見でもありましたが、私の意見としては、0, 3 h aは少なすぎると思います。本当に専業農業をするつもりなら、0, 3 h aは最低ラインだと思います。今、国は農地の集約をいつてきております。これをまだ下げていったら、3年後、4年後に転用をという人が増えてしまうのではないかという懸念があります。そして、今回は0, 3 h aの考えとして指針をまとめたという事で、下限面積の審議は、別の会で審議をするということでしょうか。

(異議なしの声あり)

曾我部会長代理 では、そのようにさせていただきます。もう一つ、市民農園の事ですが、先ほど合田委員がおっしゃられたように、市民農園のことは農林水産課の管轄になりますので、この席ではなかなか難しいですが、以前よりは規制緩和されたと私は聞いております。耕作放棄地を少しでも減らそうという事で、農協の方で、まず一か所農地を借り受けて、有償で「あかがねファーム」を開設しました。今年また、上部で一か所やりたいと考えております。少しでも、耕作放棄地の解消に向けて動いていきたいと思っております。市民農園の規約については事務局の方から、

農林水産課の方へ確認をとっていただけたらと思っております。それでは、今回事務局から提案いただいた指針の内容で決定させて頂いてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

曾我部会長代理 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、農地パトロールについて、事務局より説明をいただきます。

〇山之内係長 委員の皆様には、8月から9月の大変暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございます。事前にお配りしております農業委員会農政関係資料の5ページをご覧ください。上の表は、昨年の調査を行った結果を基に作成したものです。

下の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

この数値につきましては、営農再開や保全管理のないものの合計を農協の支所ごとに算出しております。

まず、上の表の平成28年度の調査結果からご説明致します。新居浜市の農地面積は14,314,615.38平方メートル、そのうち遊休農地面積は792,602.29平方メートルで、農地面積に占める割合は約5.54パーセントでございます。

遊休農地のすべて、区分1緑（人力、農業用機械で草刈等を行うことにより、耕作が再開できる農地）は792,602.29平方メートルとなっております。

次に、下段の表の平成29年度の調査結果をご覧ください。本所、遊休農地が31筆、21,678平方メートル、農地全体は788,978.03平方メートル遊休農地の割合は2.75パーセント。

高津支所、8筆、8,771平方メートル、全体面積が840,677.75平方メートル、割合は1.04パーセント。

垣生支所、45筆、31,266平方メートル、全体面積775,474.44平方メートル、割合は4.03パーセント。

神郷支所、54筆、34,046平方メートル、全体面積1,376,203.73平方メートル、割合は2.47パーセント。

多喜浜支所、125筆、96,060.09平方メートル、全体面積1085,512.17平方メートル、割合は8.8

5パーセント。

船木支所、172筆、94,904.97平方メートル、全体面積1,795,321.66平方メートル、割合は5.29パーセント。

角野支所、10筆、7,591平方メートル、全体面積1,005,230.67平方メートル、割合は0.76パーセント。

泉川支所、38筆、17,886平方メートル、全体面積1,408,088.69平方メートル、割合は1.27パーセント。

中萩支所、127筆、95,551.80平方メートル、全体面積2,335,788.74平方メートル、割合は4.09パーセント。

大生院支所、69筆、58,285.19平方メートル、全体面積1,339,477.70平方メートル、割合は4.35パーセント。

大島支所、474筆、215,983.82平方メートル、全体面積727,937.38平方メートル、割合は29.67パーセント。

別子山支所、67筆、68,701平方メートル、全体面積762,377.09平方メートル、割合は9.01パーセントとなっております。

新居浜市の農地面積は14,241,068.05平方メートル、そのうち遊休農地面積は750,724.87平方メートルで、農地面積に占める割合は約5.27パーセントでございます。

遊休農地のすべて区分1緑（人力、農業用機械で草刈等を行うことにより、耕作が再開できる農地）は750,724.87平方メートルとなっております。

平成28年度と平成29年度を比較してみますと、遊休農地は減少しており全体で、62件、41,877.42平方メートル減少し、農地面積に占める遊休農地の割合としては、約5.54パーセントから約5.27パーセントと約0.27パーセント減少しています。

今回の調査により、昨年同様、耕作放棄地判断された所有者、耕作者の方に、意向調査を実施したいと思っております。今年

の意向調査は、昨年意向調査の返事がなく今年も耕作放棄地と判断された所有者、耕作者、新規に耕作放棄地と判断された所有者、耕作者の方、昨年は、耕作放棄地ではなかったが、今年は耕作放棄地と判断された所有者、耕作者に実施したいと思っております。委員さんにお配りしております農地パトロールの結果のリストと住宅地図をご覧ください。リストには、上段に所有者、下段に小作人の氏名、遊休農地の地番、地目、面積等を記入しております。8月から9月にかけて行っていただいた、農地パトロールの結果で作成しております。お配りしております住宅地図をご覧ください。今回の調査で耕作放棄地と判断した箇所等を色塗りした地図です。色につきましては、緑色が耕作放棄地、オレンジ色が、区分ア（営農再開）、青色が区分ウ（保全管理）です。リストにある地番を元に地図を見ていただいて、その場所を耕作放棄地と判断することに間違いはないかどうか確認をお願いします。意向調査は、年内に発送し、その後みなさんに結果報告を行いたいと考えております。

また、市内には耕作放棄地予備軍が多数あり、委員さんと共に今後どのように対応するか協議をしていかなければならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終了します。

曾我部会長代理 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

○山之内係長 大島の調査はどうなっていますか。去年と同じなのですが。大島は調査中です。現地の方にも調査にいつてみたいと考えております。

曾我部会長代理 わかりました。他にございませんか。
(なしの声あり)

曾我部会長代理 では、次に農地基本台帳調査についてを議題といたします。まず、事務局から説明をいたさせます。

○横川次長 農地基本台帳調査の概要について説明いたします。9月にも概要は説明させていただきましたが、新しく委員となられ、今回初めて調査をお願いする方も多いため、前回より詳しくご説明します。9月総会との重複につきましてはお許しいただきたいと思っております。

農地基本台帳は平成26年に法定化され、整備が法で義務付けられました。この調査は資料6ページにあります様に、農地

法第52条の二により農地基本台帳の整備を行うため実施するもので、本年で3回目となります。昨年の調査対象は、2,653件でした。

調査の方法としては、申請書をお渡し頂き、聞き取りや記入いただいた後回収頂くことです。

では、具体的にご説明を進めてまいります。

農政資料の7、8ページが申請書です。

資料9、10ページは記入例です。これについては調査中に質問等があった場合にお使いいただくもので、配布頂くものではございません。

それでは資料11ページ、「平成29年度農地基本台帳調査について（依頼）」をご覧ください。

中ほどに太字で印刷している、調査要領のところを御覧ください。

まず、1の対象者ですが

(1) 新居浜市に住所を有する人

(2) 年齢20歳以上の人（平成10年1月1日までに生まれた人）

(3) 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人

この条件に該当する人となります。

次に、2 申請書につきましては、12月上旬に、事務局から委員さんのご自宅へお届けする予定です。

調査していただく調査区につきましては、13・14ページに調査区一覧表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。なお、調査区につきましては後ほどお願いがございます。

次に、3 提出期限等についてでございます。例年の通り2月総会を一応の区切りとさせていただきたいと考えております。年度内の事業完成のためなるべく期限内にお届け頂きたいと考えております。契約は若干の余裕をみて期間延長させていただき、契約書の締切日は2月15日とさせて頂きたいと考えております。

資料9、10ページを御覧ください。

4 申請書の記入方法についてご説明いたします。

申請書は、平成29年12月1日現在の状況を打ち出す予定としております。昨年の調査結果もあらかじめ打ち出されており

ますので、変更のある部分を訂正して頂くことが調査の基本となります。

農家の方から、平成30年1月1日現在の状況を聞き取り、それらを申請書に記入していただきます。

それでは、申請書の具体的な記入方法についてご説明いたします。

1の「耕作面積」の欄に記載されている面積は、調査票を打ち出しました時に農地台帳に記載されている耕作面積です。現在法務局とのデータ突合がまだですので、平成29年中の相続等の一部の変更は出来ておりません。変更がある場合には面積の修正をお願いします。また、平成29年中に所有権移転や転用等で、面積に増減があったもので、事務局において把握しているものについては、面積は修正しております。経営意向については該当するものに○を付けていただきます。はっきりとわからないという回答もあろうかと思いますが、おおよそでも最も近いものをお答えいただくようお願いいたします。今年の調査でも程度が解りにくいのご意見がありましたが、法定台帳の記載がこのようになっており、表記の仕方としては直すことが難しいと考えております。考え方として農業への意欲を示す棒グラフとして見て、左端を100・右端を0とし、25%程度に区切って、該当する項目を選んで頂くのが順当ではないかと思っております。

2では「耕作従事日数」の欄と農業従事程度を答えていただきます。世帯員それぞれの年間耕作日数と従事程度を聞き取りご記入ください。

取消する場合は、取り消す人の欄に線を引き、下の余白に取消理由を記入してください。追加者がいる場合は、手書きで世帯員の欄に追加する人の名前、続柄、生年月日、性別、耕作従事日数、従事程度を記入します。追加する場合、お名前・生年月日等が間違っていると、本人の特定が出来ませんので特にご注意ください。また追加者が別の台帳に記載されている場合は、同一台帳になりませんのでご了承くださいと思います。

3は主な農機具と農用施設の保有状況です。特に農用施設については、広さが判らない場合も多いと思いますので、はっきりとした数値が判らない場合は約何坪等でも結構です。

4は販売収入についてですので該当のない方は記入無しです。また売上順をお聞きするもので、金額ではありません。3位まで順番をお聞きしていますが、1又は2位で終わる方もおられます。

5, 6は農地の売買・貸し借りの希望調査ですので、希望のない方は意向なしに○を付けて頂くようになります。希望については具体的な土地がお分かりの場合はその情報をお書き頂き、そうでない方は意向のみでも結構です。

なお、昨年の調査で「表札がないため住所が特定できない」「調査拒否された」「高齢の為調査に対応できない」等の理由で事務局から郵送で調査を行う方については、リストとしてお届けします。また「理由が有って同一台帳に記載できない」「記載している耕作面積と違う面積を記載している」等についてもリスト化してお届けしますので、調査中質問等がありましたらお使いいただけたらと思います。

次に注意点についてご説明いたします。資料12ページにお戻りください。

調査は新居浜市農業委員会の独自のものです。特に個人情報に関することですので、慎重にお取り扱い下さいますようお願いいたします。この調査を拒否されても農業台帳から抹消されることはありません。ただし今後農地ナビや中間管理機構の利用状況の変化によっては、不利益を被る恐れもありますので、出来ればご協力いただけるようお伝えいただけたらと思います。また申請人に記載内容を十分に確認いただいた上で、ご提出くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、調査実施の了解を頂けた後の委託契約の説明に移ります。資料15ページ業務委託契約書(案)をご覧ください。

委託契約を交わしたうえでお願いするのですが、委員さんご本人とは契約できません。そこで、ご家族の方お1人と契約させていただき、委員さんはその補助者という形で届出いただくようになります。

調査員の氏名の横の押印につきましては、事務局でお預かりしております印鑑にて押印出来るものについては、事務局で対応させていただきます。

また、委託契約を結ぶことになりますので、調査員の方には、委託料として調査頂いた申請書1枚につき240円をお支払

いする予定です。

なお、委託契約書を作成いたしますので、それに必要な収入印紙代200円を2月の報酬から引き去りさせていただきますことをご了承ください。

委託契約書は、申請書と一緒に持ちいたします。あわせて不在連絡票も同封いたします。

委員の皆様には年末年始のお忙しい時期とは思いますが、例年の法定調査でございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に調査区についてです。今回調査区の変更はありますが、昨年の振り分けで大まかには対応できると考えております。ただし以前に委員さんに振り分けをお願いしておりました「船木」「大生院」「萩生」の3地区では、大字の記載が無い為現在のままでは事務局で振り分けが不可能です。そこでこの3地区で振り分けをご希望の方につきまして、会終了後にご相談をさせて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

以上をもちまして農地基本台帳調査についての説明を終らせていただきます。

曾我部会長代理

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。小野（春）委員、どうぞ。

小野（春）委員

この申請書の印鑑部分に教えてください。実際に訪問して、印鑑を押してもらう時に、シャチハタでもいいかと聞かれることがあります。シャチハタでも問題ありませんか。

○横川次長

シャチハタでも問題ありませんが、申請書になりますので、可能であれば、実印でなくともかまいませんので、シャチハタ以外の認印が望ましいと思います。ですが、申請書もすべて書いてもらえたのに、あと印鑑がシャチハタしか今はないというようなことであれば、シャチハタでもいいのではないかと思います。

曾我部会長代理

他にございませんか。田坂委員、どうぞ。

田坂委員

色々な申請書が最近ありますが、この台帳調査の世帯主等の考え方はどうなっていますか。

○横川次長

その農家の中心となる人を経営主として、申請者代表の部分に表示しています。その申請者を世帯主として、その人を中心としての続柄になります。こちらの方でも、訂正はしておりますが、万が一、訂正や修正がある場合は、こちらの方にご連絡

いただければ、随時訂正させていただきます。

曾我部会長代理 外に出ている子供が農業を手伝っている場合、世帯員の中に入っているのはいいのでしょうか。

○横川次長 外の世帯にはなっているが、農業を手伝っているということであれば、可能な限り世帯に追加しております。ですが、その追加したい人が、すでに農家番号をもっている場合は追加が出来ません。それと、1人の人間を2つの農家世帯に同時に登録はできませんので、どちらか一つの世帯に追加という形を取らせていただきます。市外に転出された方も、その先の転出等の移動が追えませんので、追加はしておりません。

曾我部会長代理 ありがとうございます。他にございませんか。藤田（健）委員、どうぞ。

藤田（健）委員 販売収入について教えてください。自家消費している場合はどうすればいいのでしょうか。

○横川次長 こちらの対象は、販売収入のみですので、自家消費に関しては記入頂かなくてかまいません。

曾我部会長代理 他にございませんか。初めてまわる方が多いと思いますが、不明な点がございましたら、次回の総会にでも持ってきていただけたらと思います。ありがとうございます。本日は、議題が多く、大変お疲れ様でした。この中で、我々の仕事の中で重要な部分が今日出たのではないかと思います。

以上をもちまして、平成29年第5回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長 代 理

委 員

委 員